

ちる爆音がする。ほうびとかく、ほくとめめや
 戸を無視する。ほうび爆音のエンジンテスト等を行なう
 おりです。そういふ点やめ／＼とに示してはハ
 商標の上に住んでゐる方々が非常に迷惑をうける。
 どうしてもこの爆音をなくさなければ、
 横田基地の撤去で済みますけれども、
 今のほかにある中では人々がこの規制の方法が行な
 れないものだらうかと、とりこむことを長年に協力願
 ひとが一点で済みます。

ぐめから最近、横田甚地の周辺の十寸号線せいの
 かえて非常に自動車に混雑している。パイパスを造
 るとかいって、龍かあり子すけめとわ、二つ三つ
 点か福生のけりせ下さく嫌性にしてと二つの方法で
 は龍得てさういふ。どうして二の点では長を決心に
 して、二つ三つをのせ福生のけりの嫌性でよく、さう
 だけ福生のけりの利用になる方法を解決さうかい

下りて、二とをけ、長の意見を用ゐたい。

之
力
一
点
は
最
近
い
ろ
く
ふ
に
飛
込
か
来

めい、
子に
く
取りかめ
て
る
と
る
の

各町の
かき
い
か
の
か
あ
る
そ
う
く
こ
う
く
い
す
す
け
け
け

カ、
そ
子
子
け
と
人
の
カ

福生の工座をすくすく

にエツト
様か
隊七
社人
一の
年
呼人
文か

と
ソ
子
ウ
何
カ
下
可
倫
倫
是
再
々
下
子
一
人
久
南
主

ら、
の
と
り
ま
は
な
る
に
あ
る

はせりくとも争んをいふ
一云いふ言ひは
二子

[illegible]

矢のし
子
カ
ニ
子
子
ノ
ト
リ
ハ
断
言
ス
ク
可
イ
、
ヤウ

取りかめ、シカゴで

[illegible]

乃悉不以為然。隨問其地，曰：「好之如此，何怪其民。」

けとににし子と一番重要は問題ほ爆音の被害と人
 家の上の飛行でござい子と、いつも危険にございございあり
 子と、三十九年の日本合同委員会における取りかめ
 ンとソウカのセ一つの根拠にににし子と、百が一層強くは
 たりとかけらつかりでござい子と。いふ分この点につく子
 とは議員各位におかめ子とちよろしく二協力のほいお
 願ひ申しあげらオヤでござい子と。
 面軍ぐすか答申といにに子と。
 議長 田村匡雄 君 九番 松本平九郎 君
 九番 松本平九郎 君 自席から、け長の答申はよくわかり
 子とが、真陳にきくソウニとが取りかめていらとら
 ニと申さ子と、とらとカニとを実行さかうにたい。
 は長も強く訴えらとソウニとが、ニとを強く訴え
 かりと、とらとが制約があるほうにきくソウニとを強く
 要請し、百が一層前重にやほり私とちかり申し子と
 と抗議を申し込んてかうににとらとニとを願ひににし

子と、私の質問を終り子と。
 議長 田村匡雄 君 け長 石川常太郎 君
 九番 石川常太郎 君 お説のチに一生懸命にににし子と。
 議長 田村匡雄 君 九番 下野行夫君 子と願ひ子
 下。

(九番 下野行夫君 登壇)
 九番 下野行夫君 貴重はお時間と一般質問の通告を後
 理した子と、感謝にににえらオヤでござい子と。
 け長は政の五年間の主旨が、け長福祉をモットー
 にきく貴と参り子と、その長期計画を一步／＼と
 進めたい、本手におき子とは各校の工事を着々と進み
 子と、今オカい学校の建設と来年度の四月には開校と
 ソウは心ににに子と、子に同じ学校の備品の点に子と
 子とち経費はP・T・Aと通じ金け長よりその景
 照に子と備品の施設とあり子とにに、今園におそ
 は全体的負担に子とその準備とせらると、大きく

伝ひがでさめばと困りつく。二のチリは手金制度
 を設けてこの人たちに教訓することがかげ理事長ととも
 最良の行爲ではないかと感ずるやうでございす。
 この点につきまして手金制度とよりより好まざるを以て
 二の人の達を教訓されることかどさるのかどうか、この
 執行せざるかどさるかを質問するものでございす。
 オ三点は児童福祉の件でございす。
 児童は将来の社会の担い手としてその基本的な人
 格を尊重せしめ、身心ともに速やかに育成せしめ
 二の成長させていくことが適当であり、ゆがみにお
 くものを現状から二のせみすにすべきに、二の現状を
 要望する声や高まっております。児童数をとりま
 け前帯別にみましても、一人の児童を有する前帯は
 約千六百五十三前帯、二人の義務教育児童を擁する
 ありす前帯は一千五十九前帯、三人の子供を有する
 ござるありす前帯が二百十六前帯、四人の子供



と義務教育にかよわせております前帯が二千二前帯
 、五人の子供がい学校から三年未満にかよる
 家庭は一前帯、二のチリは現状で、四千五百名の児
 童の各前帯別における内訳をみましたとき、
 二のりの児童に好まざる児童福祉を返さるる
 多数の子供が義務教育を受けざる家庭におき、
 その児童に過かい養育の手を要するおけるこの児童福
 祉法をゆにおき行そく赤之があるかどさるか、二の
 制度は月、あるいは手金制にこそ児童の勉学の部
 こそ養育を要することと提供するものであります。
 この点につきまして児童福祉法を制定して施行さ
 る計画があるのかどさるかを答へて願うものであります。
 オ四点は現状使用をしております青柳、利根、福生地
 区、市下水路の量水と、今後実施されるであろう
 西多摩衛生組合からの流水処理につくものであります。
 現状、青柳を起点としてあります二の市二の

以上四點を理事府に明確なる答弁せねばならぬ。

・議長(田村匡雄君) 中長(伊藤下郎君)

・中長(伊藤下郎君) 大野議員二人の二質問にお答へいたし
ます。

最初に福祉に関することとごういふこと、自治体の最
終目的が福祉行政にあることは申すにおよばないこととご
ういふこと、この点に最も重要を置くべきが当然でござい
ます。しかしながら、中長(伊藤下郎君)とあり
、建設事業、殊に義務的建設に追いついておりません
、なか／＼その方に十分力が置けないうこととごういふ
に思ふことと、また中長(伊藤下郎君)に思ふこととありま
す。私の考えとしていふことは、三年でしかなく、一府
義務的建設を終りますこと、その後におきましては十分
に福祉の面を力とせようといふこととごういふこととありま
す。

ろうかと思ふこととあります。

両方ともいふことは何か

何か無理がないことと申すのでございばう、福祉のことは他の何
れよりも、かく別と異なり、二と申すことと申すせんけい、本
他のは、お並みにいたしてござい、二、三年で義務
的建設を終りますことと申すことと、十分福祉
の問題に入らうことと申すこととあります。

・育英資金についてござい、日本育英会等の希望

府が非常に多いわけとござい、二、三はけうさ

す、その貸はけが少いことと申すことと、二、三はけうさ

か、あり申すが、財政の点で、二、三はけうさ

は、い、わけとござい、二、三はけうさ

、学校の校長先生の意見として、十分お聞きのた

て、二、三はけうさ、二、三はけうさ

ます。現在、二、三はけうさ、二、三はけうさ

、二、三はけうさ、二、三はけうさ

ます。その方たちの二意見は十分お聞きのた